

講師を派遣します

講演を聞いて悪質商法を撃退！

横浜市消費生活総合センターでは、高齢者を悪質商法の被害から守るため、地域に講師を無料で派遣し、啓発を行っています。

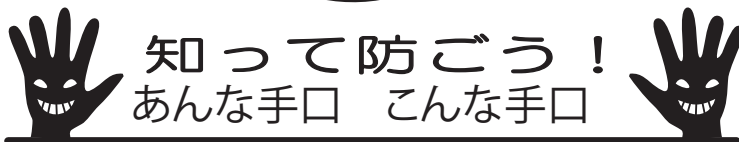
自治会・町内会・地域の高齢者福祉施設等、高齢者はもとよりお世話する方の集まりにも是非ご利用ください。

利殖商法



リフォーム工事の次々販売

毎年、次から次へと業者がやってくる・・・



- ふとんの次々販売
- SF商法
- 不当請求・架空請求
- 展示会商法

※ 講師派遣にあたってのお願い

- ・原則として、参加者20名以上見込まれる学習会・研修会・講演会等に派遣します。
- ・講師派遣は1団体（グループ）年度1回とさせていただきます。
- ・おおむね希望する2ヶ月以上前に電話でお問い合わせ下さい。
- ・講座は平日の90分程度とさせていただきます。
- ・講師料は無料、交通費の負担もありません。

問い合わせ先：横浜市消費生活総合センター
出前講座担当 TEL.845-5640
<http://www.yokohama-consumer.or.jp>